

# 千葉県報

定例  
令和元年 8 月 27 日

## 主要目次

規則  
衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

告示  
土地改良区定款の変更認可（四件）

告示  
急傾斜地崩壊危険区域の指定（三件）

告示  
急傾斜地崩壊危険区域の追加指定

告示  
都市計画道路の変更（二件）

告示  
都市計画道路の変更（二件）

告示  
令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

告示  
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

告示  
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）

告示  
都市計画用途地域の関係図書の縦覧（二件）

告示  
都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

告示  
都市計画道路の関係図書の縦覧（四件）

告示  
都市計画公園の関係図書の縦覧

告示  
企業局公告

告示  
令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

告示  
病院局公告

告示  
令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

告示  
衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

告示  
令和元年八月二十七日

告示  
千葉県知事 鈴木 栄治

告示  
衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

告示  
衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十三年千葉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

告示  
別表第一中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号の二を第三十一号とする。

告示  
この規則は、令和元年九月七日から施行する。

告示  
千葉県告示第六十七号

告示  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東葛北部土地改良区の定款の変更を令和元年八月十九日付けで認可した。

告示  
令和元年八月二十七日

告示  
千葉県知事 鈴木 栄治

告示  
千葉県告示第六十八号

告示  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、野田市南部土地改良区の定款の変更を令和元年八月十九日付けで認可した。

告示  
令和元年八月二十七日

告示  
千葉県知事 鈴木 栄治

告示  
千葉県告示第六十九号

告示  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、吉田西部土地改良区の定款の変更を令和元年八月十九日付けで認可した。

告示  
令和元年八月二十七日

告示  
千葉県知事 鈴木 栄治

告示  
千葉県告示第七十号

告示  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市古沢土地改良区の定款の変更を令和元年八月十九日付けで認可した。

告示  
令和元年八月二十七日

告示  
千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県土木整備部河川環境課及び千葉土木事務所において縦覧に供する。

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

大宮町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第七号までを順次結んだ線及び標柱第七号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	千葉市若葉区	大宮町	八四六番
二	〃	〃	八四七番
三	〃	〃	八四七番
四	〃	〃	八四七番
五	〃	〃	八五二番
六	〃	〃	八五五番
七	〃	〃	八五〇番
			七九七番

千葉県告示第七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

千城台南急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第五号までを順次結んだ線及び標柱第五号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	千葉市若葉区	千城台南四丁目	一三番一
二	〃	〃	一三番一
三	〃	〃	一三番一
四	〃	〃	一五番一
五	〃	〃	一五番一

千葉県告示第七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

八代一急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第二七号までを順次結んだ線及び標柱第二七号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	成田市	八代	北大張	五六四番一
二	〃	〃	〃	五六四番三
三	〃	〃	〃	五六九番
四	〃	〃	〃	五七四番
五	〃	〃	〃	五七四番
六	〃	〃	〃	五七四番
七	〃	〃	〃	五七三番一
八	〃	〃	〃	五七八番
九	〃	〃	〃	五七八番
一〇	〃	〃	〃	五八八番
一一	〃	〃	〃	五八八番
一二	〃	〃	〃	五八六番
一三	〃	〃	〃	六〇二番
一四	〃	〃	〃	五九九番
一五	〃	〃	〃	六一四番
一六	〃	〃	〃	六一四番
一七	〃	〃	〃	六一六番
一八	〃	〃	〃	六一七番
一九	〃	〃	〃	六一七番
二〇	〃	〃	〃	六一七番
二一	〃	〃	〃	六一七番
二二	〃	〃	〃	六一七番
二三	〃	〃	〃	六一七番
二四	〃	〃	〃	六一七番
二五	〃	〃	〃	六一七番
二六	〃	〃	〃	六一七番
二七	〃	〃	〃	六一七番
二八	〃	〃	〃	六一七番
二九	〃	〃	〃	六一七番
三〇	〃	〃	〃	六一七番
三一	〃	〃	〃	六一七番
三二	〃	〃	〃	六一七番
三三	〃	〃	〃	六一七番
三四	〃	〃	〃	六一七番
三五	〃	〃	〃	六一七番
三六	〃	〃	〃	六一七番
三七	〃	〃	〃	六一七番
三八	〃	〃	〃	六一七番
三九	〃	〃	〃	六一七番
四〇	〃	〃	〃	六一七番
四一	〃	〃	〃	六一七番
四二	〃	〃	〃	六一七番
四三	〃	〃	〃	六一七番
四四	〃	〃	〃	六一七番
四五	〃	〃	〃	六一七番
四六	〃	〃	〃	六一七番
四七	〃	〃	〃	六一七番
四八	〃	〃	〃	六一七番
四九	〃	〃	〃	六一七番
五〇	〃	〃	〃	六一七番
五一	〃	〃	〃	六一七番
五二	〃	〃	〃	六一七番
五三	〃	〃	〃	六一七番
五四	〃	〃	〃	六一七番
五五	〃	〃	〃	六一七番
五六	〃	〃	〃	六一七番
五七	〃	〃	〃	六一七番
五八	〃	〃	〃	六一七番
五九	〃	〃	〃	六一七番
六〇	〃	〃	〃	六一七番
六一	〃	〃	〃	六一七番
六二	〃	〃	〃	六一七番
六三	〃	〃	〃	六一七番
六四	〃	〃	〃	六一七番
六五	〃	〃	〃	六一七番
六六	〃	〃	〃	六一七番
六七	〃	〃	〃	六一七番
六八	〃	〃	〃	六一七番
六九	〃	〃	〃	六一七番
七〇	〃	〃	〃	六一七番
七一	〃	〃	〃	六一七番
七二	〃	〃	〃	六一七番
七三	〃	〃	〃	六一七番
七四	〃	〃	〃	六一七番
七五	〃	〃	〃	六一七番
七六	〃	〃	〃	六一七番
七七	〃	〃	〃	六一七番
七八	〃	〃	〃	六一七番
七九	〃	〃	〃	六一七番
八〇	〃	〃	〃	六一七番
八一	〃	〃	〃	六一七番
八二	〃	〃	〃	六一七番
八三	〃	〃	〃	六一七番
八四	〃	〃	〃	六一七番
八五	〃	〃	〃	六一七番
八六	〃	〃	〃	六一七番
八七	〃	〃	〃	六一七番
八八	〃	〃	〃	六一七番
八九	〃	〃	〃	六一七番
九〇	〃	〃	〃	六一七番
九一	〃	〃	〃	六一七番
九二	〃	〃	〃	六一七番
九三	〃	〃	〃	六一七番
九四	〃	〃	〃	六一七番
九五	〃	〃	〃	六一七番
九六	〃	〃	〃	六一七番
九七	〃	〃	〃	六一七番
九八	〃	〃	〃	六一七番
九九	〃	〃	〃	六一七番
一〇〇	〃	〃	〃	六一七番
一〇一	〃	〃	〃	六一七番
一〇二	〃	〃	〃	六一七番
一〇三	〃	〃	〃	六一七番
一〇四	〃	〃	〃	六一七番
一〇五	〃	〃	〃	六一七番
一〇六	〃	〃	〃	六一七番
一〇七	〃	〃	〃	六一七番
一〇八	〃	〃	〃	六一七番
一〇九	〃	〃	〃	六一七番
一一〇	〃	〃	〃	六一七番
一一一	〃	〃	〃	六一七番
一一二	〃	〃	〃	六一七番
一一三	〃	〃	〃	六一七番
一一四	〃	〃	〃	六一七番
一一五	〃	〃	〃	六一七番
一一六	〃	〃	〃	六一七番
一一七	〃	〃	〃	六一七番
一一八	〃	〃	〃	六一七番
一一九	〃	〃	〃	六一七番
一二〇	〃	〃	〃	六一七番
一二一	〃	〃	〃	六一七番
一二二	〃	〃	〃	六一七番
一二三	〃	〃	〃	六一七番
一二四	〃	〃	〃	六一七番
一二五	〃	〃	〃	六一七番
一二六	〃	〃	〃	六一七番
一二七	〃	〃	〃	六一七番
一二八	〃	〃	〃	六一七番
一二九	〃	〃	〃	六一七番
一三〇	〃	〃	〃	六一七番
一三一	〃	〃	〃	六一七番
一三二	〃	〃	〃	六一七番
一三三	〃	〃	〃	六一七番
一三四	〃	〃	〃	六一七番
一三五	〃	〃	〃	六一七番
一三六	〃	〃	〃	六一七番
一三七	〃	〃	〃	六一七番
一三八	〃	〃	〃	六一七番
一三九	〃	〃	〃	六一七番
一四〇	〃	〃	〃	六一七番
一四一	〃	〃	〃	六一七番
一四二	〃	〃	〃	六一七番
一四三	〃	〃	〃	六一七番
一四四	〃	〃	〃	六一七番
一四五	〃	〃	〃	六一七番
一四六	〃	〃	〃	六一七番
一四七	〃	〃	〃	六一七番
一四八	〃	〃	〃	六一七番
一四九	〃	〃	〃	六一七番
一五〇	〃	〃	〃	六一七番
一五一	〃	〃	〃	六一七番
一五二	〃	〃	〃	六一七番
一五三	〃	〃	〃	六一七番
一五四	〃	〃	〃	六一七番
一五五	〃	〃	〃	六一七番
一五六	〃	〃	〃	六一七番
一五七	〃	〃	〃	六一七番
一五八	〃	〃	〃	六一七番
一五九	〃	〃	〃	六一七番
一六〇	〃	〃	〃	六一七番
一六一	〃	〃	〃	六一七番
一六二	〃	〃	〃	六一七番
一六三	〃	〃	〃	六一七番
一六四	〃	〃	〃	六一七番
一六五	〃	〃	〃	六一七番
一六六	〃	〃	〃	六一七番
一六七	〃	〃	〃	六一七番
一六八	〃	〃	〃	六一七番
一六九	〃	〃	〃	六一七番
一七〇	〃	〃	〃	六一七番
一七一	〃	〃	〃	六一七番
一七二	〃	〃	〃	六一七番
一七三	〃	〃	〃	六一七番
一七四	〃	〃	〃	六一七番
一七五	〃	〃	〃	六一七番
一七六	〃	〃	〃	六一七番
一七七	〃	〃	〃	六一七番
一七八	〃	〃	〃	六一七番
一七九	〃	〃	〃	六一七番
一八〇	〃	〃	〃	六一七番
一八一	〃	〃	〃	六一七番
一八二	〃	〃	〃	六一七番
一八三	〃	〃	〃	六一七番
一八四	〃	〃	〃	六一七番
一八五	〃	〃	〃	六一七番
一八六	〃	〃	〃	六一七番
一八七	〃	〃	〃	六一七番
一八八	〃	〃	〃	六一七番
一八九	〃	〃	〃	六一七番
一九〇	〃	〃	〃	六一七番
一九一	〃	〃	〃	六一七番
一九二	〃	〃	〃	六一七番
一九三	〃	〃	〃	六一七番
一九四	〃	〃	〃	六一七番
一九五	〃	〃	〃	六一七番
一九六	〃	〃	〃	六一七番
一九七	〃	〃	〃	六一七番
一九八	〃	〃	〃	六一七番
一九九	〃	〃	〃	六一七番
二〇〇	〃	〃	〃	六一七番
二〇一	〃	〃	〃	六一七番
二〇二	〃	〃	〃	六一七番
二〇三	〃	〃	〃	六一七番
二〇四	〃	〃	〃	六一七番
二〇五	〃	〃	〃	六一七番
二〇六	〃	〃	〃	六一七番
二〇七	〃	〃	〃	六一七番
二〇八	〃	〃	〃	六一七番
二〇九	〃	〃	〃	六一七番
二一〇	〃	〃	〃	六一七番
二一一	〃	〃	〃	六一七番
二一二	〃	〃	〃	六一七番
二一三	〃	〃	〃	六一七番
二一四	〃	〃		

二四	玉造二丁目	北大張	五九二番一
二五	八代	北大張	一〇〇番一五
二六	八代	北大張	五六四番一
二七	八代	北大張	五六四番一

千葉県告示第七十四号

平成二十三年千葉県告示第四百三十六号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）寺台急傾斜地崩壊危険区域で指定した区域に次の区域を加える。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号と標柱第一号とを結んだ線、標柱第一号から標柱第一三号までを順次結んだ線及び標柱第一三号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	成田市	寺台	保目	三七〇番
一一	成田市	寺台	保目	四四〇番一
一二	成田市	寺台	保目	四三六番一
一三	成田市	寺台	保目	三七一番

千葉県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、木更津都市計画道路を次のとおり変更した。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 木更津都市計画道路三・三・四号鎌足木更津港線ほか一路線
- 二 都市計画を定める土地の区域
  - 木更津市市場飛地字久野ヶ原、草敷字御所塚、かずさ鎌足一丁目、貝渕一丁目及び潮見一丁目の各一部の区域

千葉県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により、茂原都市計画道路を次のとおり変更した。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 茂原都市計画道路三・四・七号大芝鷺巣線ほか一路線
- 二 都市計画を定める土地の区域
  - 茂原市茂原字落合台、町保字八幡前、六ツ野字八貫野並びに木崎字手矢、字仲道及び字南田の各一部の区域

公 告

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）に係る令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 第一 入札に参加することができる者
  - 入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものである。

- 一 施行令第六十七條の四第一項（施行令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 二 施行令第六十七條の四第二項（施行令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- 三 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

第二 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類

- 一 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織

(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)

を使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請(以下「電子申請」という。))を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調書、契約実績調書及び許可調書(以下「申請書等」という。))を印刷しなければならない。

三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類(以下「提出書類」という。))を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあっては、納税証明書、法人の登記事項証明書、身分証明書等又は印鑑証明書の提出を省略することができる。

- 1 申請書等
- 2 経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
- 3 財務諸表(審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。)
- 4 納税証明書(全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあっては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。)
- 5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合にあっては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書
- 7 印鑑証明書(法人にあっては、代表者のものとする。)
- 8 営業に關し許可、認可等が必要とする場合にあっては、許可証、認可証等の写し
- 9 国際規格等(ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21(一般財団法人持続性推進機構が認証するもの)をいう。以下同じ。))の認証を取得している者にあっては、当該認証に係る登録証等の写し
- 10 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し
- 11 技術者の資格免許等取得状況一覧表
- 12 使用印鑑届兼委任状(別記様式)

第四 資格審査の電子申請の時期

資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。ただし、この公告の際現に平成二十九年九月一日付け千葉県公告(平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等)、平成三十年四月二十七日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等)及び令和元年五月十日付け千葉県公告(物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等)に基づき入札参加資格を得ている者が行う入札参加資格の更新並び

に入札参加資格がない者が行う有効期間の始期が令和二年四月一日の入札参加資格を得るための資格審査の電子申請は、令和元年九月十七日から同年十一月十五日までの間に行わなければならない。

第五 電子申請等に用いる言語等

- 一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL(ホームページのアドレスをいう。以下同じ。))については、この限りでない。
- 二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。

第六 資格審査及び等級区分

知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札に参加する資格を有すると認めるときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。

- 一 製造又は販売の実績
- 二 経営規模
  - 1 自己資本の額
  - 2 生産設備の額
  - 3 常勤職員数
- 三 経営状況
  - 1 流動比率
  - 2 営業年数
- 四 その他

第七 物品等入札参加業者適格者名簿への記載及び資格の有効期間

第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「入札参加資格者」という。))については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に記載するものとし、その有効期間は、随時に電子申請を行った者については知事が指定する日から令和四年三月三十一日まで、令和元年九月十七日から同年十一月十五日までの間に電子申請を行った者については令和二年四

月一日から令和四年三月三十一日までとする。

二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に記載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。

第八 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。

第九 事業協同組合等（官公需）についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特

例 一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 役員名簿  
2 組合員名簿  
3 適格組合（事業協同組合等）のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類

二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合には、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。

第十 変更等の届出

入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称  
二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL  
三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名  
四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名  
五 代理人  
六 届出の印鑑  
七 希望業種（第一希望業種は変更できない。）

第十一 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

- 1 第一の一若しくは二に該当することとなつたとき、又は営業に関し必要とされる許可、認可等を失つたとき。

2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

3 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

二 入札参加資格者が第十による変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二により入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を物品等入札参加業者適格者名簿から抹消するものとする。

第十二 入札参加資格の停止

一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。

1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

二 一により入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十三 入札参加資格の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和四年四月一日以降の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第十四 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十五 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三（二二三）二二二一

別表

等級別	審査数値
A 級	七十点以上
B 級	四十点以上七十点未満
C 級	四十点未満

別記様式

(その1)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑届兼委任状 年 月 日

千葉県 知事 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎

所在地又は住所  
 登記上の所在地  
 又は住民票上の住所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

実印

使用印

1 使用印鑑届  
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。  
 \*実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項  
 私は、次の者を代理人と定め、  
 までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。  
 この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

代理人使用印

所在地又は住所  
 商号又は名称  
 受任者 職氏名

記

- 委任事項
- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
  - (2) 復代理人選任に関する一切の権限
  - (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
  - (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
  - (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限(建設工事のみ)
  - (6) その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。
- 注意事項
- 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
  - 2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は営業所等許可を受けた建設業に限りません。

(その2)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑届兼委任状 年 月 日

千葉県 知事 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎  
 千葉県 県庁 局長 榎

所在地又は住所  
 登記上の所在地  
 又は住民票上の住所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

実印

使用印

1 使用印鑑届  
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。  
 \*実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項  
 私は、  
 までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。  
 その届出及び添付書類は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和元年八月二十七日  
 千葉原知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)ベルク松戸河原塚店

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之  
埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番  
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之  
埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番

3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和二年四月十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、九六八平方メートル

5 駐車場の収容台数  
一〇九台

6 駐輪場の収容台数  
六一台

7 荷さばき施設の面積  
八四平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量  
九・五立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午前零時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数  
二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日  
令和元年八月九日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づき大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニッケコルトンプラザ  
市川市鬼高一丁目九五番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
日本毛織株式会社 代表取締役 富田一弥  
兵庫県神戸市中央区明石町四七番地

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
日本トイザラス株式会社 代表取締役 マーク・ゴダードほか  
神奈川県川崎市幸区大宮町一、三一〇番地ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブスほか  
神奈川県川崎市幸区大宮町一、三一〇番地ほか

5 変更年月日  
令和元年五月二十七日ほか

二 届出年月日  
令和元年七月二十五日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づき大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 茂原駅ビル 茂原市町保道祖神前一番三ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社千葉ステーションビル 代表取締役 弭間俊則 千葉市中央区新千葉一丁目六番地一</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社千葉ステーションビル 代表取締役 椿浩</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社千葉ステーションビル 代表取締役 弭間俊則 変更年月日 令和元年六月二十七日</p> <p>5 届出年月日 令和元年七月二十五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和元年八月二十七日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン鎌ヶ谷ショッピングセンター</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 鎌ヶ谷市初富字林跡九二八番地一、八〇五ほか イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 イオン株式会社 代表取締役 岡田元也ほか</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和元年八月二十七日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン八街ショッピングセンター</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 八街市文違字文違野三〇一番地三、七六五ほか イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一ほか 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか</p> <p>5 変更年月日 令和元年六月七日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和元年八月一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和元年八月二十七日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年八月二十七日から十二月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和元年八月二十七日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
--	--	--	--



7 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか  
変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
平成三十一年三月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
平成三十年十月一日、同月三十一日及び平成三十一年三月一日

二 届出年月日

令和元年八月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和元年八月二十七日千葉県市の変更に係る千葉都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和元年八月二十七日茂原市の変更に係る茂原都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

令和元年八月二十七日千葉市の変更に係る千葉都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和元年千葉県告示第百七十五号（都市計画道路の変更）に係る木更津都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和元年八月二十七日木更津市の変更に係る木更津都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和元年千葉県告示第百七十六号（都市計画道路の変更）に係る茂原都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和元年八月二十七日茂原市の変更に係る茂原都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画公園の関係図書の縦覧

令和元年八月二十七日千葉市の変更に係る千葉都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

企業局 公告

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和元年八月二十七日

千葉県企業局長 玉田 浩一

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和元年八月二十七日付け千葉県公告(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められておりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一  
千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三(二二一)八五八九

病院局 公告

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和元年八月二十七日

千葉県病院局長 矢島 鉄也

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和元年八月二十七日付け千葉県公告(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められておりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二二三)二二二一  
千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話〇四三(二二三)三九六七

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、四〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 三〇円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

定期購読申込先

一部売り申込先

〇四三(二二三)二二五二  
〇四三(二二三)二六五八